

令和4年 4月 1日

協会員各位

一般社団法人 太田労働基準協会 会長
館林労働基準協会 会長
大泉労働基準協会 会長

粉じん作業に係る特別教育開催のご案内

事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは労働安全衛生法第 59 条、安全衛生規則第 36 条（特別教育を必要とする業務）、粉じん障害防止規則第 22 条により、所定の特別教育を修了した者でなければ就かせてはならないことになっております。

このため、当協会ではこの教育を事業者に代わって下記要項で実施することになりましたので当該業務に従事する作業者を受講させるようご案内いたします。

記

1. 開催日時と会場

月 日	時 間	会 場
5月21日（土）	午前 8：00 ～ 12：40	（一社）太田労働基準協会 2階 講習室 太田市飯塚町 87-1

2. 募集人員及び受講料 60名

会 員 6,600円 内訳 6,000円（消費税600円）
テキスト代 無 料
非会員 7,480円 内訳 6,000円（消費税600円）
テキスト代 800円（消費税 80円）

※ 会員とは群馬県内の労働基準協会へ加入している会員です。

3. 申込締切日 定員になり次第、又は開催日7日前に締め切ります。

4. 申 込 先 （一社）太田労働基準協会 TEL. 0276-46-5774・fax. 0276-46-1544
館林労働基準協会 TEL. 0276-72-8890・fax. 0276-70-7622
大泉労働基準協会 TEL. 0276-62-4334・fax. 0276-62-3619

5. そ の 他 ・申込書に記入する際、氏名、生年月日、現住所は誤りの無いよう確認の上、受講料を添えて本人または代理人が持参してください。
・申込後は受講料、テキスト代は返還しません。

講習時はマスクの着用・体温測定・消毒の実施を行いますのでご協力をお願い致します。

6. 注 意 遅刻は認められませんので、ご注意ください。

以 上

粉じん作業に係る 特別教育申込書

※修了証に旧姓または通称の併記をご希望される方は下の[]にご記入の上、住民票等公的な確認書類を添付してください
旧姓 []
通称 []

実施管理者
確認欄

受講番号	氏名(ふりがな)	生年月日	住所
		昭和・平成 年 月 日	現住所
		受講者携帯番号(固定電話):	
		昭和・平成 年 月 日	現住所
		受講者携帯番号(固定電話):	
		昭和・平成 年 月 日	現住所
		受講者携帯番号(固定電話):	
		昭和・平成 年 月 日	現住所
		受講者携帯番号(固定電話):	
		昭和・平成 年 月 日	現住所
		受講者携帯番号(固定電話):	

* 受講番号は記入しないでください。

担当者名 () TEL

上記の者は、特別教育を必要としますので申込みます。

事業場名
所在地
代表者

印

* 下記申込方法の該当項目の口内に、レ点を入れて提出して下さい。

会員、 県内の他協会(協会名:)、 非会員

一般社団法人 太田労働基準協会会長殿
館林労働基準協会会長殿
大泉労働基準協会会長殿